

## 専門委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会(以下「当法人」という。)定款第38条並びに組織及び業務分掌に関する規程に基づき、専門委員会の組織及び業務分掌を定め、専門委員会の業務の確実かつ効率的な執行と運用を図ることを目的とする。

### (専門委員会)

第2条 当法人に次の専門委員会を置く。

強化本部	管理本部
①強化委員会	①総務委員会
②パラテコンドー委員会	②コンプライアンス委員会
③選考委員会	③普及育成委員会
④競技委員会	④マーケティング委員会
⑤審判委員会	⑤昇段審査委員会
⑥医科学委員会	⑥裁定委員会
	⑦アスリート委員会
	⑧技術委員会
	⑨広報委員会

- 2 専門委員会の担当業務は別表に定めるとおりとし、当該担当業務に関し、次に定める事項を実施する。
  - (1) 担当業務に関する事項を企画・立案し、理事会、経営会議又は常務会に上程すること
  - (2) 理事会、経営会議又は常務会から諮問された事項を審議し、理事会に答申すること
  - (3) 理事会で決議された担当業務及びこの規定で専門委員会の決裁事項として定められた担当業務を執行し、適宜、常務会、経営会議及び理事会に報告すること。
- 3 決裁の専門委員会が不明な業務については、経営会議にて担当する専門委員会を決定する。
- 4 経営会議は、専門委員会の担当業務に関する意思決定を組織的に速やかに実施するため、各専門委員会と協議のうえ別表の修正を行うことができる。ただし、理事会の決裁事項について、理事会の承認を得ないで専門委員会の決裁事項に変更することはできない。

### (委員)

**第3条** 専門委員会の委員は、理事、テコンドー又はパラテコンドー経験者及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

- 2 専門委員会の委員は、各専門委員会の委員数は別表に定めるとおりとする。
- 3 前2項の定めにかかわらず、別表において委員の資格及び委員数について別段の定めがある場合はその定めに従うものとする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 6 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

### (委員長・副委員長)

**第4条** 専門委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から、理事会で選任する。
- 3 委員長は、専門委員会の議長となり、会務を総括する。
- 4 委員長は、専門委員会の担当業務全般が速やかに実施されるよう、関連する専門委員会に必要な情報を適時に共有するように努めるものとする。
- 5 専門委員会には、必要に応じて、副委員長を置くことができる。
- 6 副委員長は、理事会で選任する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐する。

### (会議)

**第5条** 専門委員会は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

- 2 委員長は、専門委員会を招集しようとするときは、委員に対し、原則として、開催日の1週間前までに、書面、FAX又は電子メール等適宜の方法により、会議の日時、場所及び議題その他必要な事項を通知しなければならない。ただし、委員全員の同意があれば、招集手続を省略することができる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 前項において、適時に的確な意見表明が相互にできる電話会議又はテレビ会議等を利用することにより会議に出席することができる。

- 5 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
- 6 専門委員会は、原則として、非公開とする。
- 7 専門委員会は、当法人の役員、他の専門委員会・特別委員会の委員、会員その他必要な者を参考人として会議への出席を求め、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

#### (書面決議)

**第5条の2** 前条の定めにかかわらず、専門委員会の委員長が自己の属する専門委員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき当該専門委員会の委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の専門委員会の決議があったものとみなす。

#### (担当理事)

- 第6条** 専門委員会に担当理事がある場合、委員長は、専門委員会の招集にあたり担当理事にも前条第1項の招集通知をしなければならない。
- 2 担当理事は、専門委員会に出席して、意見を述べることができる。ただし、決議に加わることはできない。
  - 3 担当理事は必要がある場合、会議の目的を明示して、委員長に対して、専門委員会の開催を要求できる。要求した後1週間以内に委員長が専門委員会の招集通知を発しない場合、担当理事自ら専門委員会を招集することができる。
  - 4 担当理事は、当法人の運営が滞らないよう、担当する専門委員会の担当業務全般の速やかな運営のため、専門委員会に対して適時に助言を行うものとする。

#### (記録)

- 第7条** 専門委員会の議事については、議事の内容が分かる程度に記録し、記録者が記名捺印することで足りる。ただし、重要な議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載して、議長及び出席した構成員がこれに記名押印しなければならない。
- 2 担当理事が述べた意見はその要旨を前項の記録又は議事録に記載しなければならない。
  - 3 専門委員会の記録及び議事録は非公開とする。

(担当業務の執行)

第8条 専門委員会は、善良な管理者の注意をもって、担当業務を執行する。

2 専門委員会は、少なくとも常務会及び定例理事会において、担当業務の状況を報告しなければならない。

(専門コーチ・ドクター・スタッフ)

第9条 専門委員会は、次のとおり委員の業務を分担する専門の人材（以下「専門スタッフ等」という。）を置くことができる。

(1) 強化委員会・パラテコンドー委員会 専門コーチ

(2) 医科学委員会 専門ドクター

(3) その他の委員会 専門スタッフ

2 専門スタッフ等は、経営会議の承認を得て、各専門委員会にて選任する。

3 専門委員会の委員は、専門委員会の決議事項に関し、専門スタッフ等の意見を聴く機会を設けなければならない。

(部会)

第9条の2 専門委員会は、担当業務の効率化、専門性の発揮等のために、理事会の承認を得て、部会を設置することができる。

(守秘義務)

第10条 専門委員会の委員及び専門スタッフ等は、専門委員会における審議の過程及び担当業務の執行の過程で知り得た情報を秘密として管理し、第三者に漏洩してはならない。

(例外)

第11条 昇段審査委員会については、第3条から第5条の規程は適用せず、昇段昇級規程によるものとする。

附則〔平成29年2月11日制定〕

1 この規程は、平成29年2月11日から施行する。

2 この規程の施行に伴って、次に掲げる規程は、平成29年2月11日をもって、廃止する。

(1) 総務委員会規程

- (2) コンプライアンス委員会規程
  - (3) 普及委員会規程
  - (4) 競技委員会規程
  - (5) 強化委員会規程
  - (6) パラリンピック委員会規程
  - (7) 審判委員会規程
  - (8) 医・科学委員会規程
  - (9) 広報委員会規程
  - (10) 国際委員会規程
  - (11) マーケティング委員会規程
  - (12) 環境委員会規程
  - (13) 組織改革委員会規程
  - (14) 加盟団体審査委員会規程
- 3 この規程に定める裁定委員会は、平成29年6月1日を目途に組成するものとし、裁定委員会を組成するまでは、この規程の裁定委員会を賞罰規程に基づく賞罰委員会と読み替えるものとする。

**附則**〔平成29年7月8日改正〕

平成29年7月8日の定例理事会において承認された第2条から第4条、第6条から第10条及び別表の改正は、同日から施行する。

**附則**〔平成30年1月13日改正〕

平成30年1月13日の定例理事会において承認された第2及び別表の改正は、同日から施行する。

**附則**〔平成30年3月10日改正〕

平成30年3月10日の定例理事会において承認された別表の改正は、同日から施行する。

**附則**〔平成30年7月11日改正〕

平成30年7月11日の理事会みなし決議において承認された別表の改正（審判委員会の人数）は、同日から施行する。

**附則**〔平成30年9月15日改正〕

平成30年9月15日の定例理事会において承認された第9第2項の改正は、同日から施行する。

**附則〔2019年6月14日改正〕**

2019年6月14日の定例理事会において承認された第2条第2項から第4項、第8条第2項及び別表の改正は、同日から施行する。

(別表)

## 専門委員会の担当業務

[共通業務]

すべての専門委員会に共通する業務

### I 理事会の決裁事項

- 1 担当業務に関する事業計画及び年度予算の決定
- 2 担当業務に関する事業計画又は年度予算の変更の決定。ただし300万円を超えない範囲での予算の変更は経営会議で決定することができる。
- 3 担当業務に関する中長期事業計画の決定
- 4 担当業務に関する各年度の事業報告の決定

### II 経営会議の決裁事項

- 1 担当業務に関する事業の中止
- 2 300万円を超えない範囲での予算の変更。ただし必要に応じて理事会の決裁事項とすることができる。

### III 常務会の決裁事項

- 1 理事会・経営会議で特に委任された事項
- 2 複数の委員会に亘る事業について調整

### IV 専門委員会の決裁事項

- 1 理事会、経営会議及び常務会の決裁事項の立案
- 2 業務マニュアルの作成
- 3 理事会又は経営会議の決裁事項のうち、一定の基準を定めて専門委員会に付託された事項について付託の範囲内で企画の立案・実施
- 4 予算の執行。ただし金銭の支出が伴う事業等については、その都度、経理規程に従って事前に予算執行権者の承認を得るものとする。

[各専門委員会の担当業務]

強化委員会 委員6名

目的：オリンピック競技であるテコンドーの強化を行う。

### I 理事会の決裁事項

- 1 テコンドーの強化指定選手の選考基準の決定（理事会上程に際して選考委員会の意見を聴取しなければならない）

- 2 テコンドーの国際競技大会（オープン大会を除く）へ派遣するテコンドー選手の選考基準の決定（理事会上程に際して選考委員会の意見を聴取しなければならない）
- 3 強化に関する補助金及び助成金の受給案（テコンドー選手が直接受給する補助金及び助成金を含む）の決定
- 4 年度予算に計上されていないテコンドーの国際競技大会に派遣するテコンドー選手を選考するための選考会の実施の決定

## II 強化委員会の決裁事項

- 1 各年度における事業計画及び事業予算の策定、並びに各年度における事業報告の策定
- 2 テコンドー選手の強化に関する業務
  - (1) 理事会で承認された各事業年度の強化計画の実施
  - (2) テコンドー選手の指導及び評価
  - (3) テコンドー選手の指導方法及び評価方法の調査及び研究
  - (4) テコンドー選手の競技力の向上のための調査及び研究
  - (5) テコンドーに関する各種データ・情報（ライバル選手・ライバル国に関するデータ、国際競技大会に関する情報など）の収集及び分析
  - (6) 前各号に附随する業務
- 3 指導者の資質の向上に関する業務
  - (1) 指導力向上のための調査及び研究
  - (2) 指導者講習会の開催
  - (3) 前各号に附随する業務
- 4 テコンドーの国際競技大会（オープン大会を除く）へ派遣するテコンドー選手について、理事会で承認された選考基準による選考の実施。ただし、実施結果について、選考委員会の承認を得るものとする。
- 5 テコンドーの国際競技大会（オープン大会に限る）へ派遣するテコンドー選手の選考基準の策定及び当該選考基準による選考の実施。ただし、選考基準及び実施結果について、選考委員会の承認を得るものとする。
- 6 テコンドーの国際競技大会（オープン大会を含む）へ派遣するコーチ・監督その他人材の選定。ただし、コーチ・監督については、原則として、選考基準を策定し、選考を実施し、選考基準及び実施結果について選考委員会の承認を得るものとする。選考基準を作成しない



場合によってはその理由を選考委員会に説明して承認を得るものとする。

- 7 テコンドーの国際競技大会へ派遣が決定したテコンドー選手及びコーチ・監督の派遣に関する業務（補助金・助成金の精算業務を含む）
- 8 前各項に附随する業務

パラテコンドー委員会	委員 5 名
------------	--------

目的：パラリンピックの競技であるパラテコンドーの強化・普及を行う。

#### I 理事会の決裁事項

- 1 各事業年度の強化・普及計画の決定（普及について普及・育成委員会の意見を聴取する）
- 2 中長期の強化・普及計画の決定（普及について普及・育成委員会の意見を聴取する）
- 3 パラテコンドーの強化指定選手の選考基準の決定（理事会上程に際して選考委員会の意見を聴取しなければならない）
- 4 パラテコンドーの国際競技大会（オープン大会を除く）へ派遣するパラテコンドー選手の選考基準の決定（理事会上程に際して選考委員会の意見を聴取しなければならない）
- 5 強化に関する補助金及び助成金の受給案（パラテコンドー選手が直接受給する補助金及び助成金を含む）の決定
- 6 年度予算に計上されていないパラテコンドーの国際競技大会に派遣するパラテコンドー選手を選考するための選考会の実施の決定

#### II パラテコンドー委員会の決裁事項

- 1 各年度における事業計画及び事業予算の策定、並びに各年度における事業報告の策定
- 2 パラテコンドー選手の発掘及びスカウト活動の企画・実施
- 3 パラテコンドーの普及及び振興
  - (1) 普及・振興に関する事業計画の策定・実施
  - (2) 普及・振興のための他のスポーツ団体等との連絡・協議
  - (3) 普及・振興イベントの開催又は参加
  - (4) 前各号に附随する業務
- 4 パラテコンドー選手の強化に関する業務
  - (1) 理事会で承認された各事業年度の強化計画の実施
  - (2) パラテコンドー選手の指導及び評価
  - (3) パラテコンドー選手の指導方法及び評価方法の調査及び研究

- (4) パラテコンドー選手の競技力の向上のための調査及び研究
- (5) パラテコンドーに関する各種データ・情報（ライバル選手・ライバル国に関するデータ、国際競技大会に関する情報など）の収集及び分析
- (6) 前各号に附随する業務
- 5 パラテコンドーの国際競技大会（オープン大会を除く）へ派遣するテコンドー選手について、理事会で承認された選考基準による選考の実施。ただし、実施結果について、選考委員会の承認を得るものとする。
- 6 パラテコンドーの国際競技大会（オープン大会に限る）へ派遣するテコンドー選手の選考基準の策定及び当該選考基準による選考の実施。ただし、選考基準及び実施結果について、選考委員会の承認を得るものとする。
- 7 7 パラテコンドーの国際競技大会（オープン大会を含む）へ派遣するコーチ・監督その他人材の選定。ただし、コーチ・監督については、原則として、選考基準を策定し、選考を実施し、選考基準及び実施結果について選考委員会の承認を得るものとする。選考基準を作成しない場合にあってはその理由を選考委員会に説明して承認を得るものとする。
- 8 テコンドーの国際競技大会へ派遣が決定したテコンドー選手及びコーチ・監督の派遣に関する業務（補助金・助成金の精算業務を含む）
- 9 国内クラシファイヤーの認定
- 10 前各項に附随する業務

選考委員会 委員 3 名（委員の過半数は外部理事又は学識経験者とする）
-------------------------------------

目的：強化委員会及びパラテコンドー委員会の策定した選考基準及び選考基準に基づき実施した選考結果に関して法的な観点から審議を行う。

#### I 理事会の決裁事項

- 1 強化委員会又はパラテコンドー委員会の策定し、選考委員会の意見の付された選考基準の決定
- 2 強化委員会又はパラテコンドー委員会の策定した選考基準又は同委員会の決裁事項について選考委員会が承認をしないことにより、当該決裁事項が滞り、経営会議の仲介によっても解決しない場合、理事会において裁定を行う

#### II 経営会議の決裁事項

- 1 強化委員会又はパラテコンドー委員会と選考委員会の意見が対立している場合、又は強化委員会又はパラテコンドー委員会の決裁事項について選考委員会が承認をしないことにより、当該決裁事項が滞っている場合、経営会議が仲介する

### Ⅲ 選考委員会の決裁事項

- 1 各年度における事業計画及び事業予算の策定、並びに各年度における事業報告の策定
- 2 強化委員会が策定したテコンドーの強化指定選手の選考基準に対する意見表明
- 3 強化委員会が策定したテコンドーの国際競技大会（オープン大会を除く）へ派遣するテコンドー選手の選考基準に対する意見表明
- 4 テコンドーの国際競技大会（オープン大会を除く）へ派遣するテコンドー選手について、理事会で承認された選考基準によって強化委員会が行った選考の実施結果に対する承認
- 5 テコンドーの国際競技大会（オープン大会に限る）へ派遣するテコンドー選手について、強化委員会が策定した選考基準及び当該選考基準による選考の実施結果に対する承認
- 6 テコンドーの国際競技大会（オープン大会を含む）へ派遣するコーチ・監督の選定について、強化委員会が策定した選考基準及び当該選考基準による選考の実施結果に対する承認（選考基準を作成しない場合にあってはその理由に対する承認）
- 7 パラテコンドー委員会が策定したパラテコンドーの強化指定選手の選考基準に対する意見表明
- 8 パラテコンドー委員会が策定したパラテコンドーの国際競技大会（オープン大会を除く）へ派遣するパラテコンドー選手の選考基準に対する意見表明
- 9 パラテコンドーの国際競技大会（オープン大会を除く）へ派遣するパラテコンドー選手について、理事会で承認された選考基準によってパラテコンドー委員会が行った選考の実施結果に対する承認
- 10 パラテコンドーの国際競技大会（オープン大会に限る）へ派遣するパラテコンドー選手について、パラテコンドー委員会が策定した選考基準及び当該選考基準による選考の実施結果に対する承認
- 11 パラテコンドーの国際競技大会（オープン大会を含む）へ派遣するコーチ・監督の選定について、パラテコンドー委員会が策定し

た選考基準及び当該選考基準による選考の実施結果に対する承認（選考基準を作成しない場合にあってはその理由に対する承認）

## 1 2 前各項に附随する業務

競技委員会	委員 3 名
-------	--------

目的：当協会が主催する国内競技大会を企画・実施する。

### I 理事会の決裁事項

- 1 各事業年度におけるテコンドー及びパラテコンドーの国内競技大会の計画の決定
- 2 テコンドー及びパラテコンドーの国内競技大会の中長期計画の決定
- 3 年度予算に予算計上されていないテコンドー及びパラテコンドーの国内競技大会の実施の決
- 4 テコンドー及びパラテコンドーの国内競技大会の参加費の決定
- 5 競技者及び指導者規程第 4 条第 2 項に基づく承認基準の決定

### II 経営会議の決裁事項

- 1 競技者及び指導者規程第 4 条第 4 項及び第 4 条の 2 第 1 項に関する承認

### II 競技委員会の決裁事項

- 1 各年度における事業計画及び事業予算の策定、並びに各年度における事業報告の策定
- 2 理事会で実施が承認された国内競技大会の運営（強化委員会、パラテコンドー委員会、審判委員会、アスリート委員会、医科学委員会など関連する専門委員会と連携して行う）
  - (1) 国内競技大会の実施要項の策定
  - (2) 運営に必要な人員の募集及び配置
  - (3) 国内競技大会の運営に必要な施設・設備・器具等の手配
  - (4) 適切な保険の加入
  - (5) 医師の手配（医・科学委員会と協議）
  - (6) 主管団体との連絡・調整
  - (7) 上記に附随する業務
- 3 国内競技大会の安全対策（医科学委員会と連携して行う）
- 4 国内競技大会で使用する電子防具に関する事項
- 5 競技者及び指導者規程第 4 条第 4 項及び第 4 条の 2 第 1 項に定める事項について意見具申

- 6 当協会が公認又は後援する競技大会について意見具申
- 7 前各項に附随する業務

審判委員会 委員 6 名
--------------

目的：審判員の育成・強化及びテコンドー・パラテコンドー国内競技規則の整備を行う。

I 理事会の決裁事項

- 1 各事業年度における審判講習会の計画の決定
- 2 審判員の資格検定の計画の決定
- 3 国際審判員養成講座受講計画の決定

II 審判委員会の決裁事項

- 1 各年度における事業計画及び事業予算の策定、並びに各年度における事業報告の策定
- 2 国際競技大会へ派遣する審判員の派遣の決定
- 3 理事会で承認された審判講習会及び資格検定の実施
- 4 テコンドー及びパラテコンドーの国内競技大会への審判員の派遣
- 5 審判員の普及・育成及び技能向上
- 6 競技規則の整備
  - (1) テコンドー及びパラテコンドーの競技規則に関する情報収集及び公表
  - (2) テコンドー及びパラテコンドーの競技規則に関する講習会の開催
  - (3) 前各号に附随する業務
- 7 審判団の管理
- 8 前各項に附随する業務

医科学委員会 委員 5 名
---------------

目的：アンチ・ドーピング、医科学の観点からテコンドー及びパラテコンドーの競技力向上、並びに競技大会の安全対策等を行う。

I 理事会の決裁事項

- 1 ドーピング検査計画の決定
- 2 中長期のドーピング検査及びアンチ・ドーピングの啓発活動計画の決定
- 3 テコンドー及びパラテコンドーに関するスポーツ外傷及び障害予防の基本計画の決定

## II 医科学委員会の決裁事項

- 1 各年度における事業計画及び事業予算の策定、並びに各年度における事業報告の策定
- 2 テコンドー選手及びパラテコンドー選手の競技力向上のための医科学データの収集及び分析並びに関係する専門委員会へ情報提供
- 3 テコンドー及びパラテコンドーに関するスポーツ外傷及び障害予防に関する調査、情報収集、分析及び研究並びに情報提供
- 4 派遣が決定した医師・トレーナーの派遣
- 5 国内競技大会の安全対策（競技委員会と共同）
- 6 アンチ・ドーピングに関する業務
  - (1) アンチ・ドーピング規程の立案
  - (2) 各事業年度のアンチ・ドーピングの啓発活動（アウトリーチ活動及び講習会等。以下同じ。）計画の立案
  - (3) 中長期のドーピング検査及びアンチ・ドーピングの啓発活動計画の立案
  - (4) 理事会で承認されたドーピング検査の実施
- 7 国外遠征に持参する薬剤の選定
- 8 前各項に附随する業務

総務委員会	委員 3 名
-------	--------

目的：当協会の会員、加盟団体及び準加盟団体の管理、環境保護等を行う。

### I 理事会の決裁事項

- 1 定款、会員規程、加盟団体規程及び準加盟団体規程に基づく会員、加盟団体及び準加盟団体の入会承認（ただし定款等で正会員総会の決議を要する事項については正会員総会が最終決裁を行う）
- 2 会員の入会金・会費、加盟団体及び準加盟団体の負担金の決定
- 3 会員登録システムの導入又は変更の決定

### II 総務委員会の決裁事項

- 1 各年度における事業計画及び事業予算の策定、並びに各年度における事業報告の策定
- 2 会員の管理に関する業務（直轄会員を除く）
  - (1) 入会時における会員資格のチェック
  - (2) 入会金及び会費の徴収
  - (3) 会員の更新管理

- (4) 退会時における退会理由の確認
- (5) 前各号に附随する業務
- 3 会員登録システム及び会員個人情報の管理及び保守に関する業務
- 4 当法人の事業活動における環境保護の啓発及び実践
- 5 当法人の事務所及び当法人が主催するテコンドー及びパラテコンドー大会等におけるエネルギー有効利用及びリサイクルの推進
- 6 加盟団体及び準加盟団体の加盟・脱退に関する業務
  - (1) 加盟要件の審査
  - (2) 加盟料の徴収
  - (3) 脱退時における脱退理由の確認
  - (4) 前各号に附随する業務
- 7 加盟団体及び準加盟団体との連絡・調整
- 8 前各項に附随する業務及び当法人の総務に関連する業務

コンプライアンス委員会	委員 3 名（委員は外部理事又は外部学識経験者とする）
-------------	-----------------------------

目的：当協会コンプライアンスの維持・促進を担当する。

#### I 理事会の決裁事項

- 1 各事業年度のコンプライアンスに関する計画の決定
- 2 中長期のコンプライアンスに関する計画の決定
- 3 定款、会員規程、加盟団体規程、準加盟団体規程、倫理規程その他当法人の規程違反に基づく会員、加盟団体及び準加盟団体の懲戒処分・指導等内容の決定（ただし定款等で正会員総会の決議を要する事項については正会員総会が最終決裁を行う）
- 4 定款その他諸規程の制定、改正又は廃止の決定（ただし定款、諸規程のうち正会員総会が制定・改正・廃止を行うべき規程については正会員総会が最終決裁を行う）
- 5 暴力・セクシャルハラスメント・パワーハラスメントの根絶に関する取り組みの決定
- 6 違法賭博、八百長、ドーピング違反、背任・横領など不祥事防止に関する取り組みの決定

#### II コンプライアンス委員会の決裁事項

- 1 各年度における事業計画及び事業予算の策定、並びに各年度における事業報告の策定
- 2 定款及び各種規程の制定・修正の提案

- 3 コンプライアンス相談窓口の運営
- 4 当法人の関係者または各専門委員会からコンプライアンスに関する相談の対応
- 5 当法人の役職員、会員、専門委員会委員及び専門スタッフ、審判員、加盟団体並びに準加盟団体（以下「当法人の関係者」という。）の定款、倫理規程違反等コンプライアンス違反の調査
- 6 コンプライアンス違反に関する裁定委員会等への処分申請
- 7 コンプライアンスに関する研修の企画・実施
- 8 前各項に附随する業務

普及育成委員会	委員 3 名
---------	--------

目的：テコンドーの普及・振興、若年層の育成を図り、直轄会員の管理を行う。

#### I 理事会決裁事項

- 1 各事業年度の普及・振興計画の決定
- 2 中長期の普及・振興計画の決定
- 3 予算計上されていない普及・振興イベントの実施の決定
- 4 直轄会員の入会承認

#### II 育成普及委員会の決裁事項

- 1 各年度における事業計画及び事業予算の策定、並びに各年度における事業報告の策定
- 2 理事会で承認された普及・振興イベント等の実施
- 3 普及・振興のための他のスポーツ団体との連絡・協議
- 4 12歳未満の児童・幼年者へのテコンドーの普及計画当該児童・幼年者の育成計画の策定
- 5 直轄会員の管理に関する業務
  - (1) 直轄会員の入会資格のチェック
  - (2) 直轄会員Aの実技試験の実施
  - (3) 直轄会員の入会金及び会費の徴収
  - (4) 直轄会員管理規程運営細則第8条に基づくセコンドの紹介
  - (5) 直轄会員管理規程運営細則第9条に基づく練習場所及び指導者の紹介
  - (6) 直轄会員管理規程及び直轄会員管理規程運営細則に基づく直轄会員の管理
  - (7) 退会時における退会理由の確認



- (8) 直轄会員の入会金及び会費の検討及び立案
- (9) 前各号に附随する業務
- 6 前各項に附随する業務

マーケティング委員会	委員 3 名
------------	--------

目的：当協会のスポンサー獲得活動及びスポンサー対応等を担当する。

I 理事会の決裁事項

- 1 各事業年度のスポンサー獲得活動計画の決定
- 2 中長期のスポンサー獲得活動計画の決定
- 3 マーチャンダイジングなど新規ビジネスの決定
- 4 東京オリンピック・パラリンピックに関するNFファミリーチケットの用途・配布先等の決定

II マーケティング委員会の決裁事項

- 1 各年度における事業計画及び事業予算の策定、並びに各年度における事業報告の策定
- 2 当法人のスポンサー獲得活動に関する調査及び企画立案
- 3 当法人のスポンサーの選定
- 4 当法人のスポンサーへの対応
- 5 スポンサー獲得に関するインセンティブ制度の運用（コンプライアンス研修についてはコンプライアンス委員会と連携）
- 6 スポンサー獲得目標の立案
- 7 スポンサー獲得に関するルールの立案
- 8 道着規程の制定、改正又は廃止の立案
- 9 競技者及び指導者規程第7条第1項及び第9条第4項に基づく意見具申
- 10 東京オリンピック・パラリンピックに関するNFファミリーチケットの用途・配布先等の立案
- 11 前各項に附随する業務

昇段審査委員会	委員資格及び委員数は昇段昇級規程による
---------	---------------------

I 理事会の決裁事項

- 1 各事業年度における昇段審査計画の決定
- 2 中長期の昇段審査計画の決定
- 3 昇段審査料の決定

#### 4 昇段審査基準の制定又は改正の決定

### II 昇段審査委員会の決裁事項

- 1 各年度における事業計画及び事業予算の策定、並びに各年度における事業報告の策定
- 2 理事会で承認された昇段審査計画に基づく昇段審査の実施
- 3 昇段審査料の徴収
- 4 昇段審査基準の改廃に関する立案
- 5 前各項に附随する業務

裁定委員会	委員 3 名 (委員の過半数は外部学識経験者とする。)
-------	-----------------------------

#### I 理事会の決裁事項

- 1 当法人の会員（正会員を除く）、専門委員会委員及び専門スタッフ、加盟団体並びに準加盟団体による定款及び各種規程違反に対する処分内容の決定
- 2 当法人の役員及び正会員による定款及び各種規程違反に対する処分内容の決定
- 3 定款第 4 6 条に基づく調停の決定

#### II 裁定委員会の決裁事項

- 1 各年度における事業計画及び事業予算の策定、並びに各年度における事業報告の策定
- 2 理事会及び常務理事会の決裁事項について聴聞会の実施及び処分案の立案
- 3 定款第 4 6 条に基づく調停の実施

アスリート委員会	委員 3 名 (委員はアスリート・元アスリートとする。)
----------	------------------------------

目的：当協会の運営にアスリートの意見を反映させると共に、就職支援・セカンドキャリア支援を通じてアスリートの活動をサポートする。

#### I 理事会の決裁事項

- 1 各事業年度の活動計画の決定
- 2 中長期の活動計画の決定

#### II 経営会議の決裁事項

- 1 アスナビ推薦基準の承認
- 2 アスナビ推薦者の決定

### Ⅲ アスリート委員会の決裁事項

- 1 各年度における事業計画及び事業予算の策定、並びに各年度における事業報告の策定
  - 2 アスナビ推薦基準の立案（パラテコンドー選手の推薦基準についてパラテコンドー委員会から意見を聴取する）
  - 3 テコンドー及びパラテコンドーの競技者である会員（以下単に「選手」という。）の意見をとりまとめ、当法人の意思決定機関への伝達
  - 4 選手の競技環境、強化環境の改善及び整備
  - 5 選手の社会貢献や国際貢献・交流、地位向上のための活動
  - 6 JOCその他競技団体のアスリート委員会との協力・連携
  - 7 アスナビを通じて選手を採用した企業との窓口
  - 8 選手のセカンドキャリア支援
  - 9 アンチ・ドーピング、コンプライアンスその他研修の企画・立案・実施及び啓発活動（医科学委員会、コンプライアンス委員会と協議する）
- 10 前各項に附随する業務

技術委員会	委員 5名
-------	-------

目的：テコンドー・パラテコンドーの技術を研究し、普及・育成を図る。

#### I 理事会の決裁事項

- 1 各事業年度の活動計画の決定
- 2 中長期の活動計画の決定

#### II 技術委員会の決裁事項

- 1 各年度における事業計画及び事業予算の策定、並びに各年度における事業報告の策定
- 2 テコンドー・パラテコンドーの技術に関する情報収集、分析及び研究並びに情報提供
- 3 技術指導者を必要とする加盟団体・準加盟団体及びその傘下の道場へ技術指導者の派遣
- 4 前各項に付随する業務

広報委員会	委員 5名
-------	-------

目的：当法人の行う事業、当法人の会員の活動状況等を広報し、テコンド

ー・パラテコンドールの周知等を図る。

I 理事会の決裁事項

- 1 各事業年度の活動計画の決定
- 2 中長期の活動計画の決定
- 3 広報体制及び広報方針（危機管理広報含む）の決定

III 広報委員会の決裁事項

- 1 理事会及び常務理事会の決裁事項の立案
- 2 広報体制及び広報方針（危機管理広報含む）の立案
- 3 当法人及び当法人の会員、役職員（名誉職含む）、専門委員会委員  
その他当法人の関係者への取材に対する対応及び連絡・調整
- 4 危機管理広報対応
- 5 当法人のホームページの作成、管理運営及び保守
- 6 賛助会員等に対するメールマガジンの作成及び配信
- 7 前各項に付随する業務

以 上